

鳥取県子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける鳥取県を目指して～

〔第2期〕

令和2年3月

鳥 取 県

目次

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の推進体制	1
5	取組の成果	2
6	現状と課題	4
	(1) 子どもの貧困率、ひとり親の貧困率の全国推移	
	(2) 生活保護世帯の子どもの数の推移	
	(3) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数の推移	
	(4) ひとり親家庭の子どもの数の推移	
	(5) 生活保護世帯及び児童養護施設入所児童の進学率、就職率等	
	(6) ひとり親家庭の親の就業率	
	(7) ひとり親家庭の状況（鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果）	
	(8) 教育の支援の状況	
	(9) 子どもの貧困対策に係る意見聴取結果	
7	子どもの貧困対策に関する基本的な方針	10
	(1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進	
	(2) 支援が届かない又は届けにくい子ども・世帯の早期の把握及び支援の推進	
	(3) 市町村及び様々な機関と連携した取組の推進	
8	具体的な施策	11
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の安定に資するための支援	
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 調査研究	
9	達成目標	23
10	計画の進捗管理	24

- 1 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第1期）」の達成目標の推移
- 2 「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）」の「子供の貧困に関する指標」に係る鳥取県の現状

1 計画の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。そして、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が策定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画として、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を平成27年3月に策定、平成28年12月には達成目標を定める改訂を行い、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」を四本柱に、総合的に取組を進めてきました。

このたび、計画期間である5年間が終了することから、これまでの5年間の取組状況を点検、課題を整理し、また令和元年6月の法改正、同年11月には新たな大綱が策定されたことを踏まえ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、現在から将来にわたって、全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化して包括的に推進するため、当該計画を改訂します。

なお、この計画は、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」、「子育て王国とっとり推進指針」、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」及び鳥取県の「教育に関する大綱」並びに「鳥取県教育振興基本計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

3 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の推進体制

この計画は、子どもたちが置かれている貧困の状況を的確に把握しながら、福祉や教育の第一線を担う市町村や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力して社会全体の取組として、着実に推進していきます。

特に、改正法において、各市町村に対し子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画の策定や取組実施を働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行い、連携して取組を推進していきます。

また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援等により、総合的な支援を展開します。

5 取組の成果

本県は、平成 22 年に「子育て王国鳥取県」の建国を宣言し、地域みんなで子育て支援に取り組む機運を盛り上げるとともに、小児特別医療助成費制度の対象を高校卒業まで拡大するなど、様々な子育て支援策に取り組んできました。また、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援についても、国の補助制度等を活用しながら、本県の実情に合わせて県単独の施策も実施してきたところです。

子どもの貧困対策は、平成 27 年 3 月に策定したこの計画に沿ってこれらの関連施策と連動させ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」を四本柱に事業計画を立て、一体的に推進してきました。

(1) 教育の支援

- ・ ひとり親家庭や困窮世帯等の子どもへの学習支援について、地域住民や大学生ボランティア等の協力により子どもたちの学習支援を実施する「地域未来塾」や「放課後児童クラブ」の活用なども含めた各市町村の実情に応じた事業実施を推進し、平成 30 年度からは全市町村で学習支援事業が実施されています。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を進め、平成 30 年度には 18 市町村及び県立学校 7 校に 45 人のスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止や早期対応に向けた取組を推進しています。スクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制及び教職員にもスクールソーシャルワークの考え方が理解されつつありますが、学校においてスクールソーシャルワーカーの活用等を含めた教育相談体制を更に充実させる必要があります。
- ・ 平成 22 年度から東部地区に設置していた、高校等の不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や社会参加に向けた支援を行う県教育支援センター（ハートフルスペース）について、平成 29 年度から中・西部地区にも拡充し、また訪問支援や福祉・就労関係機関への同行支援などのアウトリーチ支援の充実を図りました。

(2) 生活の支援

- ・ 平成 27 年度から「とっとり版ネウボラ推進事業」として、妊娠期から子育て期にわたる、様々な支援ニーズに対応した総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐワンストップ拠点として、各市町村に「子育て世代包括支援センター」の整備が進むように支援を行い、平成 30 年度において、県内全市町村に設置されました。これにより各市町村において地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない子育て支援の体制が整備されました。
- ・ 低所得世帯やひとり親家庭の子どもたちが、夜間や休日に地域の大人や友達と一緒に食事や学習活動を行うことにより孤立を防止するとともに、必要な支援につなげる取組としてこども食堂などの子どもの居場所づくりの設置・運営や、ネットワークづくりを支援した結果、令和元年度には、50 か所を超える子どもの居場所が設置されました。行政と子どもの居場所との連携により、困難を抱える子どもや世帯を相互につなぐことも増えつつあります。

- ・ 保護者の病気や仕事等により一時的に家庭で児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設等で短期間児童を預かるショートステイ事業は 16 市町村で、平日の夜間や休日に一時的に預かるトワイライトステイ事業は 13 市町村で実施するよう拡充し、個々のニーズに応じた子育て支援サービスの提供体制が整ってきました。

(3) 保護者に対する就労支援

- ・ ひとり親家庭への就労支援として、就労に結びつく資格を取得するための受講経費への給付金（自立支援教育訓練給付金事業）、看護師・介護福祉士等の養成機関で修業する間の生活の安定のための給付金（高等職業訓練促進給付金）、修学・就職の際の負担を軽減するための貸付（高等職業訓練促進資金）など、より安定的な就労に結び付きやすい資格の取得を支援しました。

そのほか、就業に結び付きやすい技能を取得するための講習会の開催、配置された母子父子自立支援員による就業相談やハローワークと連携した職業紹介を行いました。

(4) 経済的支援

- ・ 市町村と連携し、多子世帯や中山間地域に居住する世帯の保育料等は無償化・軽減、小児医療費助成の対象年齢の拡大（平成 28 年 4 月から従来の 15 歳を 18 歳まで拡大）等により、子育て家庭における経済的負担の軽減を進めてきました。

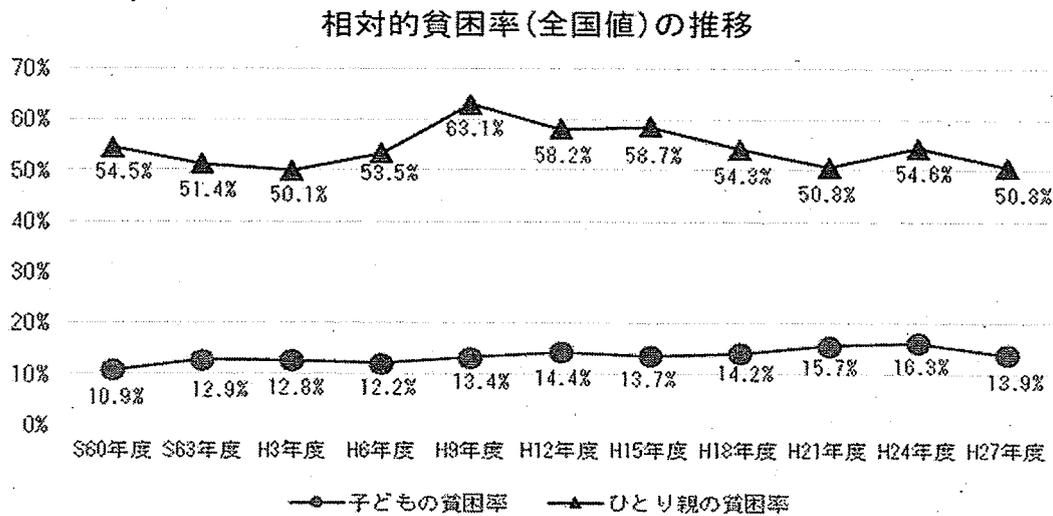
6 現状と課題

これまでの対策や取組の効果等を検証・評価するため、子どもたちが置かれる貧困の実態について、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもを中心に、その数の推移や大綱において示された「子供の貧困に関する指標」等を用いて、本県の現状と課題を考察します。

(1) 子どもの貧困率、ひとり親の貧困率の全国推移

国民生活基礎調査における相対的貧困率（全国値）のうち、17歳以下の子どもを対象とした子どもの貧困率は、直近の平成27年では13.9%で、平成6年以降おおむね上昇傾向にあり、平成24年の16.3%から大きく改善しています。しかし、それでも7人に1人の子どもが貧困に陥っている状況にあります。

また、ひとり親世帯（子どもがいる現役世代のうち大人がひとりの世帯）の貧困率も54.6%（H24）から50.8%（H28）と改善しているものの、貧困に陥っている人が半数を超えており、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

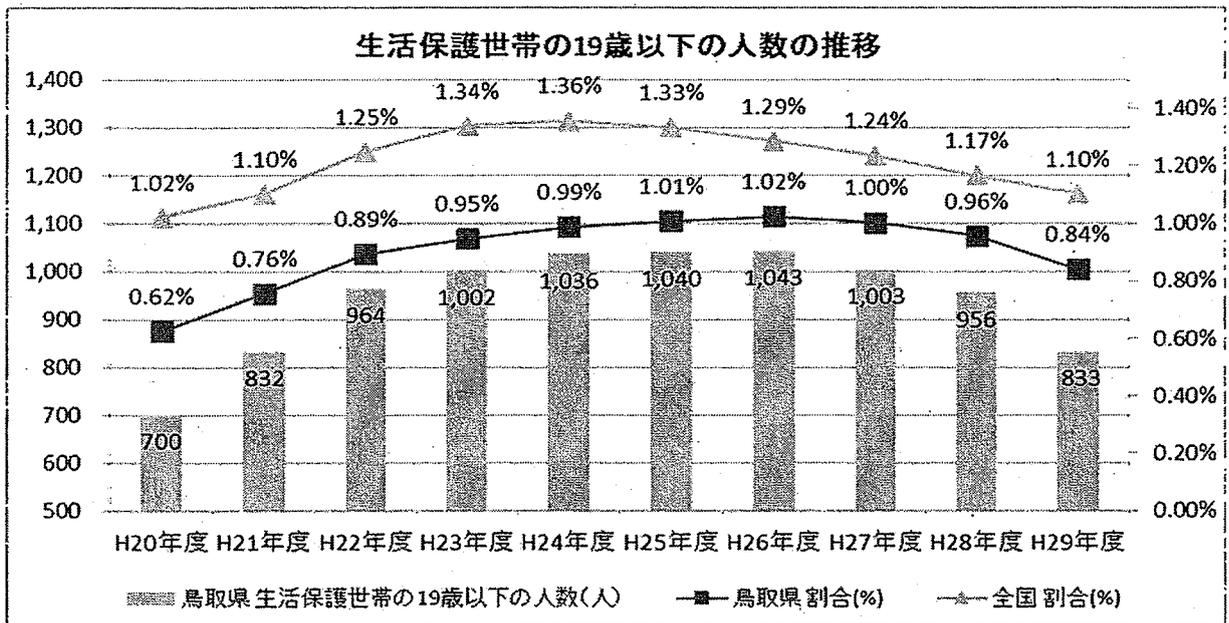


【出典】厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護世帯の子どもの数の推移

少子化が進む中、県内の生活保護世帯の19歳以下の人数は、平成27年度から減少傾向にあり、平成29年の人数はピークだった平成26年の人数の約8割程度になっています。

また、県全体の19歳以下の人数に被保護者の占める割合も減少傾向にあり、全国よりは低い水準で推移しています。



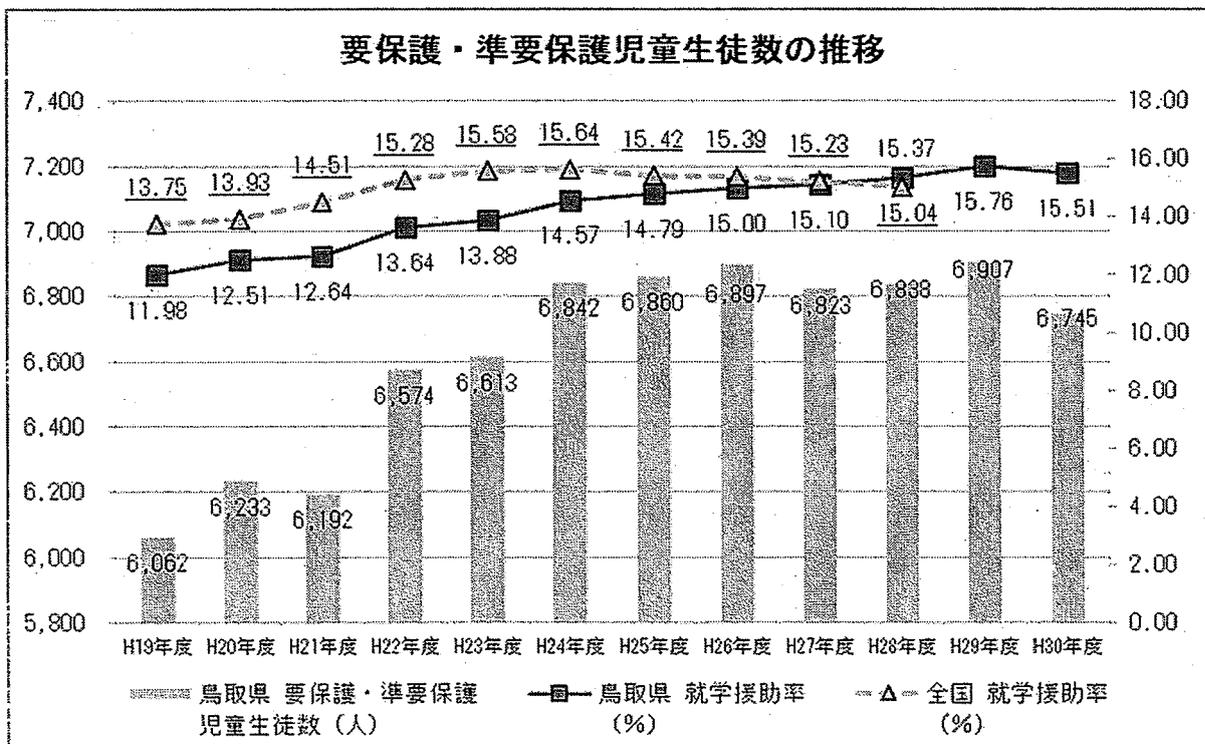
※1 生活保護世帯の19歳以下の人数は毎年7月1日現在。

※2 割合(%)は毎年10月1日現在の推計人口(県:鳥取県統計課、全国:総務省統計局)を分母とし試算。

(3) 就学援助を受けた児童生徒(要保護・準要保護児童生徒)の数の推移

市町村は、経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助しています。この就学援助を受けた児童生徒の数は、平成26年度までは増加傾向にありましたが、平成27年度以降は横ばい状況にあります。

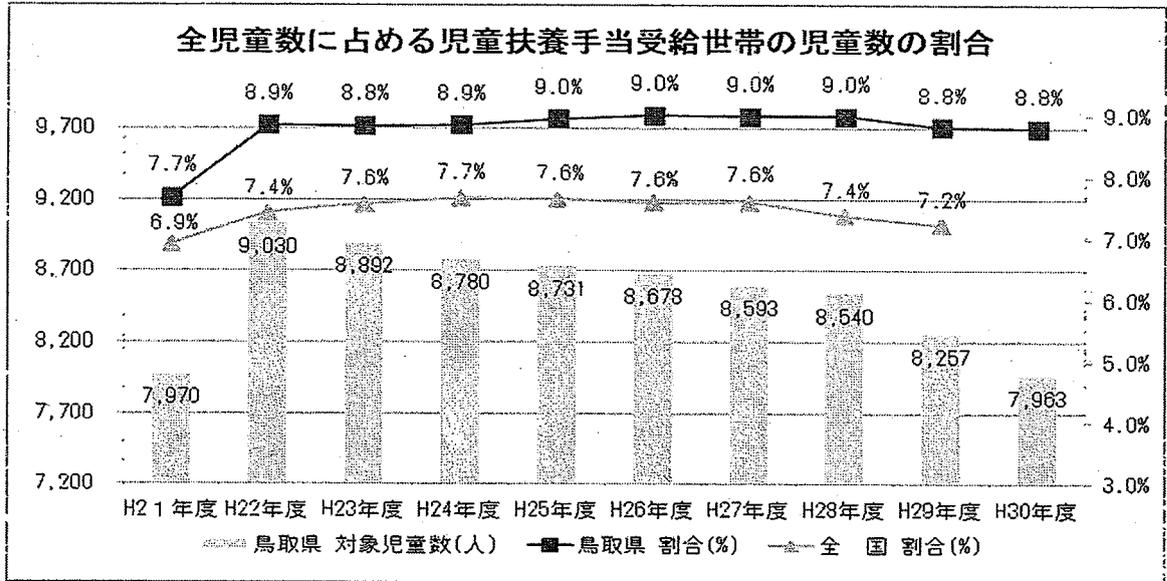
しかし、県の就学援助率(公立小中学校の全児童生徒に占める割合)は、増加傾向にあり、平成28年度においては全国の水準を上回りました。



※ 平成29、30年度の「全国就学援助率」は未公表。

(4) ひとり親家庭の子どもの数の推移（児童扶養手当受給世帯の児童数により分析）

児童扶養手当受給世帯の児童数については、父子家庭も支給対象となった平成 22 年度をピークに平成 23 年度以降は減少していますが、県全体の 18 歳以下の人数に占める割合は平成 22 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。



【出典】厚生労働省「福祉行政報告例」

- ※1 児童扶養手当受給世帯の児童数は各年 3 月 31 日時点。
- ※2 割合(%)は各年 10 月 1 日現在の推計人口(県:鳥取県統計課、全国:総務省統計局)を分母として試算。
- ※3 平成 30 年度の「全国割合」は未公表。

(5) 生活保護世帯及び児童養護施設入所児童の進学率、就職率等

中学校卒業後の高等学校等進学率において、生活保護世帯の子どもについては平成 26 年から平成 31 年にかけては 90%以上となっていますが、県全体での高等学校等進学率と比べると若干下回っています。なお、児童養護施設に入所している子どもについては、近年 100%で推移しています。しかし、大学等進学率については、本県の場合、対象者数が少ないため年度間の数値変動が大きく、その傾向はつかみにくい状況ですが、生活保護世帯の子ども、児童養護施設に入所している子どもいずれも、県全体での進学率と比べると大きく下回っている状態です。

また、生活保護世帯の子どもの就職率については、中学校卒業後、高等学校卒業後ともに、県の全体値を上回っています。

これらの状況から、子どもたちが経済状況など家庭の環境に左右されることなく進学できるように、より一層の教育に関する取組等が必要と考えられます。

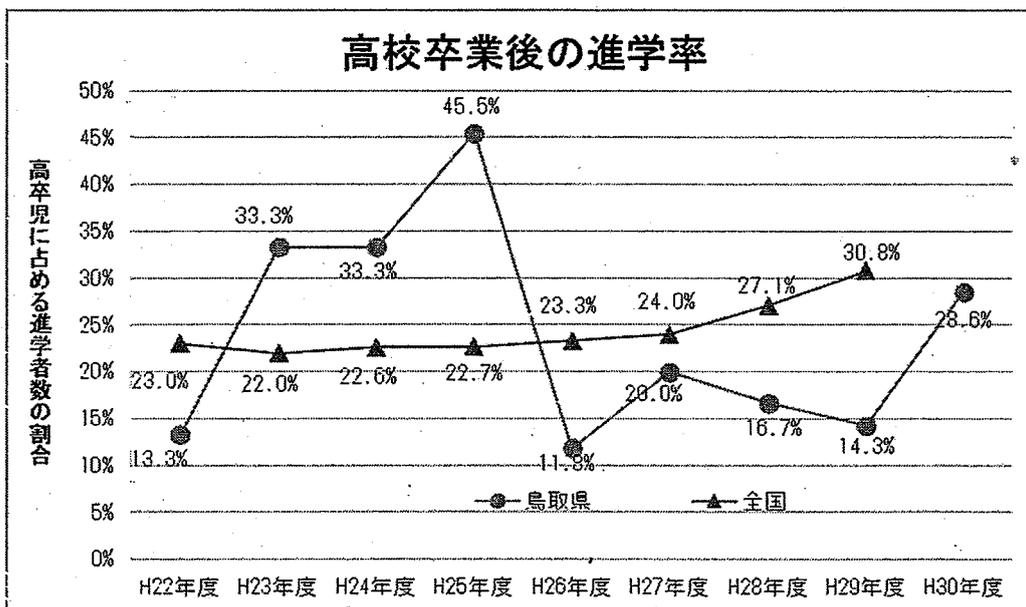
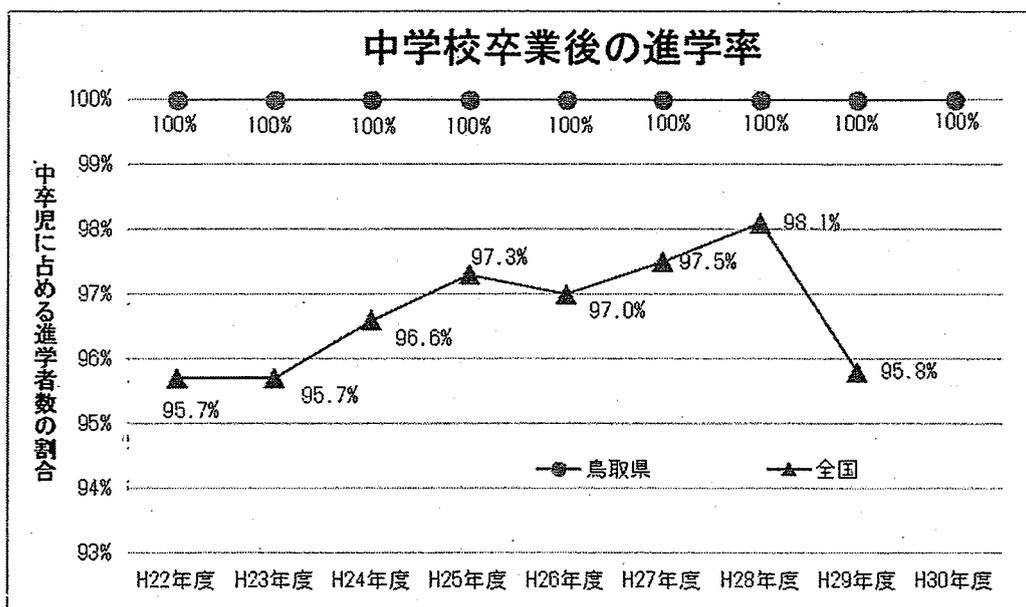
<鳥取県における生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	県の全体値(H31)
高等学校等進学率	89.3%	89.3%	93.5%	86.5%	94.7%	92.8%	94.1%	91.7%	90.9%	92.5%	98.3%
大学等進学率	-	-	20.0%	10.9%	6.3%	24.0%	12.2%	10.0%	12.5%	3.7%	43.3%
高等学校等中退率	-	-	5.6%	10.6%	8.4%	0.6%	1.3%	0.7%	2.9%	5.9%	1.1%
就職率(中学校卒業後)	1.2%	1.8%	1.6%	10.4%	5.4%	2.9%	2.9%	0.0%	5.5%	5.7%	0.3%
就職率(高等学校卒業後)	-	-	57.1%	61.8%	68.8%	60.0%	65.3%	55.0%	77.5%	74.1%	24.7%

【出典】厚生労働省「生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率・就職(中学校卒業後)の都道府県別状況」における鳥取県報告分

- ※1 いずれの率についても、4 月 1 日現在における数値。
- ※2 平成 22、23 年度の「大学等進学率」「高等学校等中退率」「就職率(高等学校卒業後)」の調査は行われていない。

＜児童養護施設入所児童の進学率の推移＞



【出典】厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」

※1 各年度末に中学又は高等学校を卒業した児童養護施設入所児童について、卒業した年の5月1日時点での進路を調査。

※2 平成30年度の「全国割合」は未公表。

(6) ひとり親家庭の親の就業率

ひとり親家庭の親の就業率については、国勢調査結果により県及び全国の数値の推移を比較することにより、分析します。

本県の母子世帯の母の就業率は、平成22年から平成27年にかけて5.1ポイント増加、正規雇用の割合も3.1ポイント増加しており、全国と比べても安定的な就業が維持できていると推測されます。

父子世帯の父の就業率についても、平成22年から平成27年にかけて2.3ポイント増加し、正規雇用の割合も1.1ポイント増加しており、おおむね全国水準で推移しています。

<ひとり家庭の就業率・正規雇用率>

	鳥取県		(参考) 全国	
	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
母子世帯の母の就業率	82.1%	87.2%	78.4%	80.8%
正規雇用	47.6%	50.7%	41.8%	44.4%
パート・アルバイト・派遣	45.4%	42.5%	51.3%	48.2%
父子世帯の父の就業率	88.0%	90.3%	84.3%	88.1%
正規雇用	68.2%	69.3%	70.3%	69.4%
パート・アルバイト・派遣	8.9%	10.0%	8.5%	9.7%

【出典】総務省「国勢調査」

※ 母子父子世帯には他の世帯員がいる場合も含む。

(7) ひとり親家庭の状況（鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果）

平成 30 年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果によると、現在の悩みとして、70%以上が「生活費」、また 50%近くが「子どもの養育・教育」を挙げていますが、40%以上が子どもの養育費の取り決めを行っていない状況にあります。また、ひとり親家庭を対象とした支援制度のうち、医療費助成制度以外の制度の認知度が 50%未満であり、20%以上が「相談相手が欲しい」と考えています。

以上のことから、困難を抱える世帯（特にひとり親家庭）に対して、社会的に孤立しないための相談体制、子どもへの学習支援、養育費確保の促進策、住まいの支援、各種支援施策の周知など生活の安定に資するための支援を更に充実させることが必要です。

(8) 教育の支援の状況

① スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置

スクールソーシャルワーカーは配置数を拡充しており、スクールカウンセラーは、全国に比べて手厚い配置となっています。

指標	鳥取県(平成 30 年度)	全国(平成 30 年度)
スクールソーシャルワーカーの配置人数	45 人 (18/19 市町村 県立学校 7 校)	2,377 人 (実人数)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100% (全校(57 校)配置)	94.5%
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	中学校配置のスクールカウンセラーが中学校区内の小学校も支援	72.8%

【出典】鳥取県：鳥取県教育委員会事務局調べ 全国：文部科学省児童生徒課調べ

② 就学援助の周知状況

学校での就学援助制度の周知については、全国に比べて、毎年度の進級時の書類配布による周知は進んでいますが、入学時での書類配布による周知は進んでいません。

指標	鳥取県(平成 29 年度)	全国(平成 29 年度)
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	89.5% (17/19 市町村)	77.9%
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	52.6% (10/19 市町村)	75.4%

【出典】文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ

※ 当該方法による周知を行っていない市町村においても、他の方法（市町村の広報紙・ホームページへの掲載、就学時健康診断での保護者への説明等）により周知が行われています。

③ 不登校に関する状況

不登校の児童生徒の割合は、小学校、中学校、高等学校ともに増加傾向にあります。

不登校の要因・背景は、多くの場合、学校、家庭、友人関係、地域など子どもたちの置かれている環境の課題や子どもたちの困り感などが複雑に絡み合っている現状があり、その状況が複雑化・深刻化しています。

そのため、不登校の要因・背景について、「学校環境」「家庭環境」「本人の困り感」に分類して把握し、児童生徒理解に基づいた具体的な支援や家庭・保護者支援を進めていく必要があります。

<不登校の児童生徒の割合の推移>

不登校		H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	鳥取県	0.42%	0.45%	0.51%	0.51%	0.56%	0.78%
	全国	0.36%	0.39%	0.42%	0.48%	0.54%	0.70%
中学校	鳥取県	2.31%	2.65%	2.69%	3.02%	3.10%	3.29%
	全国	2.69%	2.76%	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%
高等学校	鳥取県	1.76%	1.34%	1.35%	1.73%	1.90%	1.76%
	全国	1.88%	1.59%	1.49%	1.47%	1.51%	1.63%

【出典】文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(9) 子どもの貧困対策に係る意見聴取結果

計画改訂にあたり、子どもの貧困対策に関わる市町村、各支援団体・機関から、本県の貧困対策の現状と課題、これまでの取組に係る評価等について意見聴取を行ったところ、「子どもの成育に応じた切れ目のない支援の仕組みが必要」、「困難を抱える家庭や子どもを早期把握し支援するための仕組み・アウトリーチが必要」、「必要な子ども・保護者に支援情報を周知する取組が不足」、「スクールソーシャルワーカー等の専門人材と地域、行政が一体となった総合的な支援が効果的」等の意見が挙げられました。

7 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次の3つの分野横断的な基本方針を定め、一体的に実施します。

(1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。

また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。さらに、子どもが高校や大学等へ進学した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要です。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

(2) 支援が届かない又は届けにくい子ども・世帯の早期の把握及び支援の推進

貧困の状態にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度があることを知らない、手続きが分からない、積極的に使用したまらない等の状況も見られます。

こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、学校・地域・支援機関等が連携しアウトリーチを行うとともに、各市町村における多機関協働の支援調整を行う包括的福祉支援体制づくりを進め、行政のもつ複数の制度や地域住民同士の支えあいの取組の活用を含めた伴走型の継続的な総合支援が行えるよう後押しします。

(3) 市町村及び様々な機関と連携した取組の推進

子どもの貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等がそれぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があります。地域の実情を踏まえた各市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定や取組の推進を促し、情報提供等の適切な支援を行うとともに、効果的な取組の広域展開が進むよう県と市町村で連携していきます。

8 具体的な施策

大綱及び本県の現状と課題を踏まえ、「子育て王国とっとり推進指針」などの各計画における関連施策と連動させ、4つの分野の施策を一体的に推進します。

施策の推進にあたっては、特に、本県ならではの地域実態やニーズを反映し、次の本県独自の施策により子どもの貧困対策の取組を一層強化していきます。

【鳥取県における独自の子どもの貧困対策】

- 子育て世帯への経済的負担軽減
 - ・ フリースクール等に通う義務教育段階にある児童生徒への通学経費支援
 - ・ 私立中学・高等学校生徒への授業料等支援
 - ・ 高校生の通学費にかかる助成
 - ・ 小児（18歳まで）医療費の助成
- 地域と連携した支援・取組の充実
 - ・ こども食堂の拡大及び取組の充実
 - ・ 多機関の協働による包括的な支援の推進
 - ・ 地域力向上による困難な家庭・子どもへのアウトリーチの推進

(1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。学校を地域に開かれた総合的支援のプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。また、経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

①保育・幼児教育の質の向上

基本的な生活習慣や生涯にわたる生きる力の基礎が培われる乳幼児期に質の高い幼児教育・保育を提供するため、鳥取県幼児教育センターによる指導・助言、幼児教育アドバイザーの育成・配置、子どもの貧困への対応等を含む保育士等キャリアアップ研修開講などを通じて、市町村と連携して、公私の別や施設種を超えて保育・幼児教育を推進する体制を構築し、保育・幼児教育の質の向上を図ります。

②確かな学力・学びに向かう力の育成

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数学級等をはじめとしたきめ細かな指導を行うとともに、鳥取県学力向上推進プラン（令和2年3月策定）に基づく学力向上施策を推進し、すべての子どもが「わかった、できた」を実感できる授業づくりを進めます。

③スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談・支援体制の推進

学校を窓口として、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、子どもたちが抱える様々な課題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制・支援体制の充実を図ります。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指します。

④不登校に対する対策

不登校児童生徒一人ひとりの抱えている課題について、要因・背景を把握し、個々の状況に応じた適切な支援を早期に行います。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関等との連携により、家庭・保護者への支援を含めた効果的な支援に努めます。

また、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保に向けて、県教育支援センター（ハートフルスペース）における支援、フリースクールとの連携等による支援及びICT等を活用した自宅学習支援の充実を目指します。

⑤フリースクール等に通う義務教育段階にある児童生徒への通学経費支援

様々な事情により学校に通えない義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、民間のフリースクール等に通う児童生徒に対し、市町村とともに経済的支援を行います。

⑥高校中退防止

高校中退を防止するため、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における相談体制の充実や進路相談の充実を図ります。

また、県教育支援センター（ハートフルスペース）における相談・支援の充実を図ります。

⑦復学・再入学による学び直しの支援

高等学校等中退者の復学や再入学による学び直しの道を閉ざさないよう、学校と関係機関による情報共有に努めます。

また、県教育支援センター（ハートフルスペース）における進路に係る支援の充実を図るとともに、ICT等を活用した学びの機会の提供等により、高等学校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合の支援の充実を図ります。

⑧児童養護施設等で暮らす子どもへの修学支援

児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

⑨特別支援教育に関する支援

特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。

⑩外国人児童生徒等への支援

国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進めます。

⑪夜間中学等の調査研究

夜間中学等の設置について、有識者、関係者等の意見を伺いながら調査研究していきます。

⑫食育の推進、安全、安心な学校給食

栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、学校と家庭・地域と連携した食育を推進します。

⑬ふるさとキャリア教育の充実

鳥取県に誇りと愛着を持ち、予測困難な社会の変化に対応しながら、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる児童生徒を育成するため、「ふるさとキャリア教育」について地域と連携して充実を図ります。

⑭文化芸術、スポーツ活動への支援

民間団体等と協働し、家庭の経済的な状況などに左右されず、子どもたちが文化芸術やスポーツに親しむことができるよう支援します。

⑮家庭教育支援の推進

家庭における教育力の向上を促進するために、県が認定する家庭教育アドバイザー派遣等による親としての役割や子どもの接し方を学ぶ機会の提供、市町村が設置する家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援（届ける家庭教育支援）等を推進し、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組みます。

また、子育てしやすい職場環境づくりのため、自主的に取り組む企業と一緒に家庭教育支援の充実を図ります。

⑯放課後子ども教室、土曜日授業など学習・体験の機会の提供

子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域の連携・協働により、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供します。

また、学校以外の場において、信頼できる大人と出会うことができるよう、多様な地域住民の参画を促します。

⑰生活困窮世帯、ひとり親家庭等への学習支援

放課後児童クラブなどの既存事業の活用、学生や地域のボランティアといった人材の確保等を支援し、生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援事業等のさらなる充実を図ります。

⑱義務教育段階での就学支援の推進（就学援助等）

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施しています。県としては就学援助制度や国庫補助事業に係る国情報の周知等を通じて、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促します。

⑲経済的に困難を抱える生徒への経済的支援（授業料減免、就学支援金、奨学給付金等）

高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、高等学校等就学支援金の支給、または授業料の減免を行います。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要とした奨学給付金の支給、貧困世帯の高校生の希望者全員への奨学金の貸与など子どもの就学を支援します。

⑳私立中学・高等学校生徒への授業料等支援

家庭の状況にかかわらず、全ての生徒に対して、多様な選択肢を提供するとともに、安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、私立中学校及び高等学校に通う生徒に対し、就学支援金制度に上乗せの補助を行います。

㉑高校生の通学費にかかる助成

遠隔地通学をしている高校生への通学費を助成します。

㉒人材（介護、保育、看護等）確保を目的とした奨学金の充実

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職員、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保を目的とした奨学金等を維持、充実します。

㉓特定業種に就職する学生への奨学金返還助成

鳥取県内で特定業種（製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業（認定を受けている法人等並びに農林水産業協同組合）等）に就職する学生・既卒者の奨学金の返還を助成します。

㉔ひとり親・低所得世帯の子どもの修学のための資金貸付等

ひとり親家庭や低所得世帯の子どもの経済的な理由で高校や大学での修学を断念することのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸し付ける母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を進めます。

また、ひとり親家庭の子どものみ高等卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用を助成します。

㉕生活保護世帯への通学費用等の負担軽減

生活保護世帯の子どものみ高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう引き続き支援します。

また、生活保護世帯の子どものみ大学等に進学する際の新生活の立ち上げの費用として一時金を支給します。

㉖コミュニティ・スクール、地域学校協働活動など学校、家庭、地域の連携体制の推進

地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、学校・家庭・地域の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進します。

㉗福祉と教育との連携

各自治体の福祉部門と教育委員会等が連携して、子どもの貧困対策を推進するため、連携会議や意見交換、合同研修等を行い、一体的に取り組を進めます。

㉘乳幼児期から学齢期への連携体制

幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、小学校との連携・接続を推進します。

また、円滑な幼保小連携・接続に向けて園と小学校との間で、子どもたちの生活状況やそれぞれの子どもたちの発達の特성에 応じた教育課題を共有できる体制づくりを進めます。

※「園」… 県内にある「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業所」「認可外（届出）保育施設」及び「特別支援学校幼稚部」等の幼児教育・保育施設の総称

②⑨ 特別な支援を必要とする児童生徒の支援等に係る校種間連携

特別な支援を必要とする児童生徒に係る支援や指導に関する情報を、児童生徒や保護者の理解を得て就学先に引き継ぎ、教育の充実を図ります。

③⑩ 中学又は高校卒業・高校中退時に各種支援につなげるための連携体制

中学卒業時又は高校中退時に進路が確定していない生徒及びその保護者に対して、学校から、今後の進路実現に向けた支援を受けるための機関（県教育支援センター（ハートフルスペース）、若者サポートステーション等）の情報を提供し、支援機関への接続を図ります。

また、高校卒業時又は中退時に進路が確定していない生徒について、県教育支援センター（ハートフルスペース）が行う定期的な連絡会や説明会等を通じて関係諸機関との連携の中で情報共有して、支援につなげるように努めます。

③⑪ 転学者における学校間の情報共有

家庭の経済的事実等による高等学校の転学者等については、関係する学校間で情報を共有し、緊密な連携を図ります。

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある家庭やその子どもは、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者不在などにより、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもとその保護者の生活の安定に資するための支援を展開します。

①妊娠・出産・子育てまでのワンストップ支援の充実

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、様々な機関が、個々に行っている支援を市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の充実を支援します。

また、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、母子生活支援施設への一時保護委託など、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子どもを養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行います。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進します。

②保育等の確保

希望する時期に幼児教育・保育を受けられるよう、市町村と連携し、ニーズを踏まえた保育の受け皿整備と保育士確保を進め、年度中途の待機児童を解消します。

また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、放課後児童クラブを継続して運営していくことができるように市町村に対する必要な財政支援を講じていきます。

③延長・休日保育、一時預かり事業の円滑実施、特別な支援の必要な児童への保育士配置の充実

延長保育、休日保育及び一時預かり事業などが円滑に実施されるよう必要な支援を行うとともに、市町村と連携し、低年齢児や特別な支援が必要な児童等に対する保育士等の配置の充実を図ります。

④ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施

地域の実情・ニーズを踏まえ、保護者の病気や仕事等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で預かるショートステイ・トワイライトステイ事業の実施を推進します。

⑤生活困窮者への包括的支援（生活困窮者自立支援事業、家計改善支援事業）

生活保護に至らないまでも複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮状態からの自立を支援するため、就労その他の自立に関する相談支援を包括的かつ伴走的に行います。

また、住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について、必要に応じて適切な関係機関と連携して支援を行います。

⑥住まいに関する支援

県営住宅では、母子・父子世帯、子育て世帯、妊娠中の世帯等を優先入居の対象としており、引き続き生活に困窮する世帯に対する住宅支援を行います。

さらに、あんしん賃貸支援事業による賃貸住宅の入居支援、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進及び家賃助成、保証人が確保できない世帯に対する家賃債務保証を実施します。

⑦ひとり親家庭への情報提供及び相談支援の充実

福祉事務所に設置された母子父子自立支援員がひとり親家庭の総合的な相談窓口として子育てや就労等の多様な悩みを受け付け、適切な支援メニューの情報を提供します。

また、スマートフォンサイト等を活用して各種支援制度について分かりやすい情報提供を行います。

⑧養育費の確保の推進

市町村と連携し、合意書の参考書式や養育費の取決めの重要性や手続きについて掲載したリーフレットを離婚届の用紙とあわせて配布するなど情報提供を行います。

また、養育費相談支援センターと連携し、母子父子自立支援員による相談支援や、法的な相談に対応するため弁護士等による法律相談を行います。

⑨こども食堂の拡大及び取組の充実

地域コミュニティで自発的に取り組まれている「こども食堂」について、全県的な設置拡大や継続運営、地域の特性や利用者ニーズに応じた取組の充実のため、市町村や支援する企業・団体と協力し、食材や人材の確保、情報交換会や研修会の開催、利用促進のための情報発信等を支援します。

⑩子どもの居場所づくりへの推進

低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行うことで、社会性や規則正しい生活習慣を取得し、世帯の孤立を防止するため、地域における取組・人材を活用した子どもの居場所づくりを支援します。

また、直接子どもたちの悩みを聞き、気持ちを受け止め、寄り添い、気持ちの整理や解決方法について一緒に考えていく心の居場所づくりの取組を支援します。

⑪図書館における居場所づくりの推進

市町村立図書館や学校図書館と連携し、低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが図書館で居心地よく時間を過ごすことのできるための取組を進め、周知を図ります。

⑫生活困窮世帯、ひとり親家庭等への学習・生活支援〔一部再掲〕

子どもの居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業等の充実を図ります。

また、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

⑬社会的養育が必要な子どもへの生活支援（里親など）

社会的養育の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を

図り、より家庭に近い環境での養育を推進します。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図ります。

⑭学校や地域における食育活動の推進

子どもの健やかな成長や健康増進の基盤となる望ましい食習慣の定着を図るため、学校や地域における食育活動を推進します。

⑮若者への職業的自立支援

関係機関と連携し、就労意欲の向上、就職に必要な知識の取得や生活習慣の確立など、就職活動に対する理解を促進するための支援を行うことにより、若者の職業的自立を推進します。

⑯ひきこもりへの支援

ひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立促進並びに本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

⑰児童養護施設等で暮らす子ども及び児童養護施設退所者への自立支援

児童養護施設等で暮らす子どもを対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行います。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行います。

施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が児童養護施設の家計支援専門相談員等と連携し、その家庭環境を考慮し、子どもへの接し方等の助言やカウンセリングなど保護者への支援を実施します。

児童養護施設等に入所していた子ども等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供します。

また、自立支援資金貸付事業の継続実施により、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築します。

⑱多機関の協働による包括的な支援の推進

市町村における包括的な支援体制の整備を促進支援するため、人材育成や広域での支援調整、情報提供などにより各市町村の状況に即した支援を推進します。

⑲市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

児童相談所と市町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、児童家庭支援センターとの連携を図るとともに、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置及び運営に対して必要な助言等を行います。

⑳地域力向上による困難な家庭・子どもへのアウトリーチの推進

地域の多様な活動や助け合いなどの機能拡充や人的資源の充実等により、地域と行政とが一体となって、支援の必要な家庭・子どもへ「支援を届ける」アウトリーチを推進します。

②①生活困窮者自立支援制度とひとり親支援との連携

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

②②支援を必要とする若者を各種支援につなげるための連携

他者とのコミュニケーションがうまくとれない若者、人間関係の悩みを抱える若者など通常の就職相談だけでは就職が困難な若者が本人の能力や適性に合った進路に進んでいけるよう、関係機関と連携しながら支援します。

②③支援員の資質向上（生活困窮支援、ケースワーカー、母子父子自立支援員）

生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向け、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、支援員やケースワーカー等に対する研修を行います。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援については、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていきます。

また、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努め、保護者が社会から孤立して働けない場合は自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援してきます。

ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

①所得向上、職業と家庭の両立のための取組

非正規で就労している子育て世代の求職者に対して、キャリアコンサルティングから企業と求職者間の就職条件等の調整などの伴走的な一貫支援を行うことにより、正規雇用に結びつけるとともに、働き方改革の推進による子育てや介護にも配慮した働きやすい職場環境づくりを進めます。また、長時間労働の是正や所得向上を図るため、企業の生産性向上の取組を推進します。

②生活困窮者自立支援制度における就労支援の推進

生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付、職場見学や仕事体験の場を提供する事業所の開拓・育成など、きめ細かい支援を行います。

③生活保護世帯への就労支援、生活福祉資金における就業に関する貸付

生活保護が必要な家庭については適切に保護を実施し、個々の実情に応じた生活・就労支援を行います。生活保護受給者が将来の自立のために資格取得が必要な場合の費用や実際に就職できたときの就職支度金を支給します。

④ひとり親の能力開発への支援

ひとり親が看護師、保育士等の就職に有利な資格を取得する場合に、その修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、ひとり親の学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。

⑤ひとり親の就業支援の促進

母子父子自立支援員による就業相談体制を整え、ハローワークと連携して、ひとり親の個々の状況に応じた職業紹介や職業訓練・各種給付金等の情報提供を行います。

(4) 経済的支援

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要であり、子どもの貧困対策の重要な要素として推進していきます。

また、その支援が必要な家庭やその子どもを把握し、支援が届くために必要な体制の構築を進めていきます。

①幼児教育・保育の無償化、小児医療費など子育てに関する経済的負担の軽減

安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、住民税非課税世帯の3歳未満児と3歳以上の全ての子どもを対象とした幼児教育・保育の無償化や、小児医療費その他の子育てに関する経済的負担の軽減を市町村と連携して進めます。

②養育費の確保の推進〔再掲〕

市町村と連携し、合意書の参考書式や養育費の取決めの重要性や手続きについて掲載したリーフレットを離婚届の用紙とあわせて配布するなど情報提供を行います。

また、養育費相談支援センターと連携し、母子父子自立支援員による相談支援や、法的な相談に対応するため弁護士等による法律相談を行います。

③フリースクール等に通う義務教育段階にある児童生徒への通学経費支援〔再掲〕

様々な事情により学校に通えない義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、民間のフリースクール等に通う生活保護を含む生活困窮世帯の児童生徒に対し、市町村とともに経済的支援を行います。

④義務教育段階での就学支援の推進（就学援助等）〔再掲〕

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施しています。県としては就学援助制度や国庫補助事業に係る国情報の周知等を通じて、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促します。

⑤経済的に困難を抱える生徒への経済的支援（授業料減免、就学支援金、奨学給付金等）〔再掲〕

高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、高等学校等就学支援金の支給、または授業料の減免を行います。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要とした奨学給付金の支給、貧困世帯の高校生の希望者全員への奨学金の貸与など子どもの就学を支援します。

⑥私立中学・高等学校生徒への授業料等支援〔再掲〕

家庭の状況にかかわらず、全ての生徒に対して、多様な選択肢を提供するとともに、安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、私立中学校及び高等学校に通う生徒に対し、就学支援金制度に上乗せの補助を行います。

⑦高校生の通学費にかかる助成〔再掲〕

遠隔地通学をしている高校生への通学費を助成します。

⑧人材（介護、保育、看護等）確保を目的とした奨学金の充実〔再掲〕

高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職員、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。

⑨特定業種に就職する学生への奨学金返還助成〔再掲〕

鳥取県内で特定業種（製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業（認定を受けている法人等並びに農林水産業協同組合）等）に就職する学生・既卒者の奨学金の返還を助成します。

⑩ひとり親・低所得世帯の子どもの就学資金の貸付（母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金）〔再掲〕

ひとり親家庭や低所得世帯の子どもが経済的な理由で高校や大学での修学を断念することのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸し付ける母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を進めます。

また、ひとり親家庭の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用を助成します。

⑪生活保護世帯における教育に係る扶助、収入認定除外〔再掲〕

生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう引き続き支援します。

また、生活保護世帯の子どもが大学等に進学する際の新生活の立ち上げの費用として一時金を支給します。

(5) 調査研究

子どもたちやその親が置かれている貧困の実態や、そのような親子が実際に受けている各種支援の実態を適切に把握するため、各市町村も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施し、市町村との情報共有を図ります。併せて、この計画に記載されている指標のみにとらわれることなく、必要な調査の実施等により、その分析結果を対策に活かします。

9 達成目標

子どもの貧困対策の支援体制充実を図っていく上で次のとおり目標を設定し、その達成に向け、市町村、県教育委員会等との連携、協力を進めます。

(1) 行政成果指標（アウトカム指標）

目標項目	現行値	目標値 (令和6年度)
虫歯のない3歳児の割合	88.6% (H30)	毎年向上
毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	小 96.1% (R1)	全国平均を上回る 毎年向上
	中 94.8% (R1)	
学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合(平日)	小 31.9% (R1)	全国平均を下回る 毎年向上
	中 31.9% (R1)	
「全国学力・学習状況調査」の各教科の県平均正答率	小 国語：63% 算数：66% 理科：60% (R1、理科はH30)	全国平均を上回る
	中 国語：73% 数学：60% 英語：54% 理科：66% (R1、理科はH30)	
不登校の児童生徒の出現率	小 0.78% (H30)	全国平均を下回る 毎年低減
	中 3.29% (H30)	
	高 1.76% (H30)	
高校非卒業率	8.0% (H30)	全国平均を下回る
大学等進学率	43.3% (H30)	全国平均、毎年向上
若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)	5.76% (H27)	全国平均を下回る
生活保護世帯の子どもの高校進学率	92.5% (R1)	県平均
生活保護世帯の子どもの中学卒業後の進路決定率	98.3% (R1)	100%
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率	100% (R1)	100%
ひとり親家庭の親の正規雇用率	父親 69.3% (H27)	72.0% (令和7年度目標)
	母親 50.7% (H27)	58.0% (令和7年度目標)
ひとり親家庭のうち養育費の取り決めをしている割合(口頭・口約束での取り決め除く)	父親 13.9% (H30)	50.0%
	母親 36.8% (H30)	50.0%

(2) 行政活動指標（アウトプット指標）

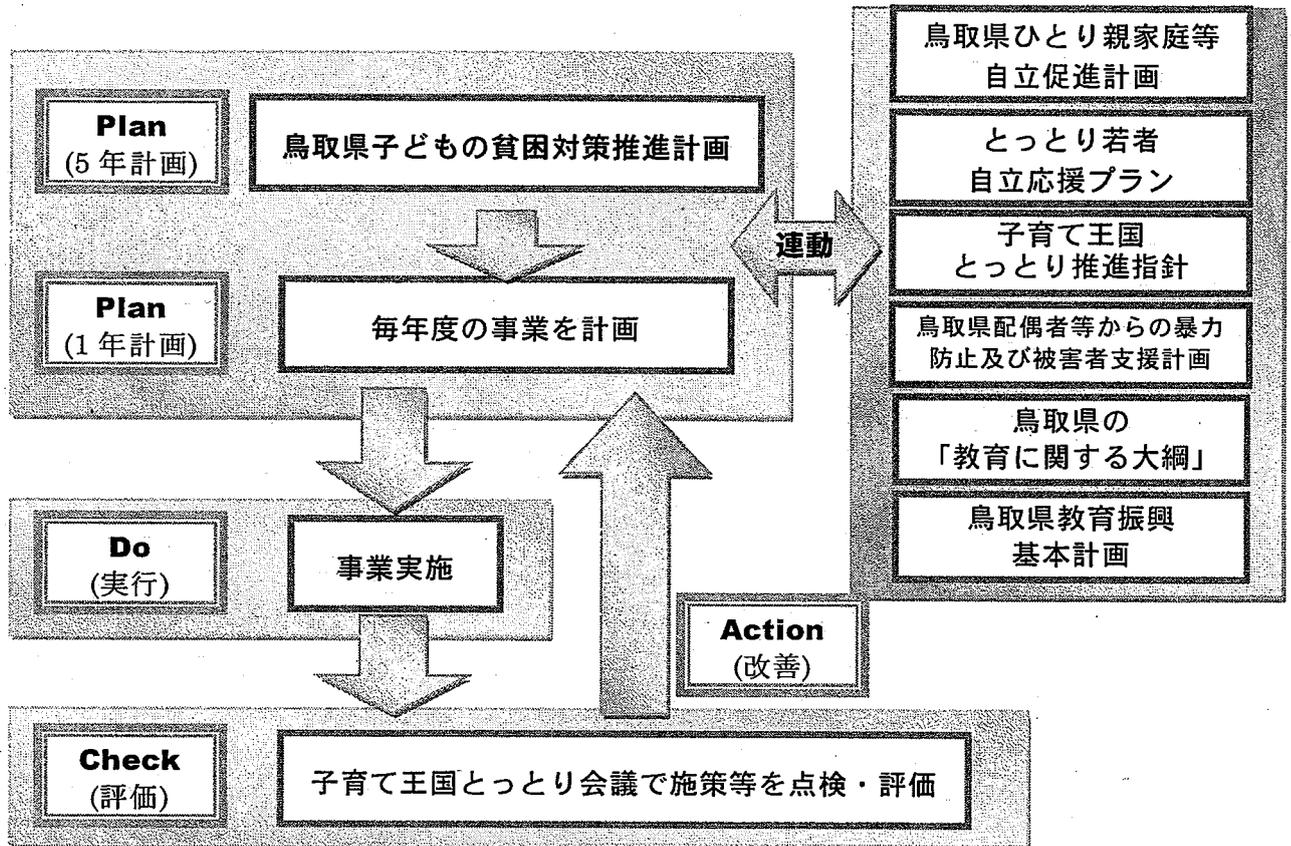
目標項目	現行値	目標値 (令和6年度)	
子どもの貧困対策推進計画策定市町村数	2市町村(R1)	全19市町村	
入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	10市町村(H29)		
新入学児童生徒学用品等の入学前支給実施市町村数(小中学校)	10市町村(H30)		
高校生等の通学費助成実施市町村数	10市町村(R1)		
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	10市町村(R1)		
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	14市町村(R1)		
市町村子どもの家庭総合支援拠点の設置市町村数	11市町村(R1)		
コミュニティ・スクールを導入している学校数	101校(R1)		全ての公立学校
地域学校協働本部 ※ を設置している学校数	73か所(R1)		全ての公立学校
届ける家庭教育実施市町村数	1市町村(R1)	5市町村	

※幅広い地域住民、団体等の参画を得てネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制

10 計画の進捗管理

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れ、子育て王国とっとり会議において進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等の見直しを行います。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画のPDCAサイクル



参 考 资 料

1 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第1期）」の達成目標の推移

行政成果指標（アウトカム指標）

目標項目		H26 以前	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	全国最新値 (年度)	目標値(H31年度 末)	
虫歯のない3歳児の割合		-	86.0%	87.8%	87.4%	88.6%	-	82.3%(H26)	毎年向上	
毎朝朝食を摂っている 児童・生徒の割合	小	-	-	96.3%	96.3%	95.3%	96.1%	95.3%(H31)	全国平均を上回ると共に、毎年向上	
	中	-	-	95.2%	94.6%	94.4%	94.8%	93.1%(H31)		
学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合(平日)	小	-	-	37.7%	36.3%	32.9%	31.9%	34.0%(H31)	全国平均を下回ると共に、毎年向上	
	中	-	-	32.6%	31.6%	30.6%	31.9%	30.0%(H31)		
「全国学力・学習状況調査」の各教科の県平均正答率	小	国A	-	-	75.2%	76%	71%	63%	63.8%(H31)	全国平均を上回る
		国B	-	-	58.0%	57%	55%			
		算A	-	-	77.0%	77%	62%	66%	66.6%(H31)	
		算B	-	-	46.8%	46%	50%			
		理	-	-	-	-	60%	-	60.3%(H30)	
	中	国A	-	-	76.7%	77%	76%	73%	72.8%(H31)	
		国B	-	-	67.1%	72%	60%			
		数A	-	-	63.2%	63%	66%	60%	59.8%(H31)	
		数B	-	-	44.4%	48%	45%			
		英	-	-	-	-	-	54%	56.0%(H31)	
理	-	-	-	-	66%	-	66.1%(H30)			
最上位層の割合が全国の割合を上回る割合	小	-	-	25%	25%	40%	0%	-	100%	
	中	-	-	100%	0%	40%	33%	-		
最下位層の割合が全国の割合を下回る割合	小	-	-	75%	50%	20%	0%	-	100%	
	中	-	-	75%	25%	20%	33%	-		
不登校の児童生徒の割合(小中学校)	小	-	0.51%	0.51%	0.56%	0.78%	-	0.70%(H30)	全国平均を下回ると共に、毎年低減	
	中	-	2.74%	3.02%	3.10%	3.29%	-	3.65%(H30)		
高校非卒業率		-	9.3%	7.6%	6.5%	8.0%	-	5.9%(H29)	8%	
大学等進学率(年度は、進学・就職した年度で整理)		-	42.0%	43.5%	42.3%	43.8%	43.3%	54.8%(H31)	全国平均に近づけると共に、毎年向上	
若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)		6.86%(H22)	5.76%	-	-	5.76%	-	4.95%(H27)	全国平均を下回る	
生活保護世帯の子どもの高校進学率(年度は、進学・就職した年度で整理)		-	92.8%	94.1%	91.7%	90.9%	92.5%	県平均値 98.7%(H30)	県平均に近づけると共に、毎年向上	
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率(進学・就職した年度で整理)		-	84.0%	87.8%	87.5%	95.0%	100.0%	県平均値 97.2%(H30)	県平均に近づけると共に、毎年向上	
ひとり親家庭の親の正規雇用率	父親	64.8%(H25)	-	-	-	67.2%	-	68.2%(H28)	70.2%	
	母親	50.2%(H25)	-	-	-	53.2%	-	44.2%(H28)	54.4%	

行政活動指標（アウトプット指標）

目標項目	H26 以前	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	目標値 (H31末)	
学習支援事業の実施市町村数	5	8	14	18	19	19	19	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	18	未公表	17	17	-		
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	3	11	11	11	10		
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	-	5	5	5	5	-		
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	12	12	12	13	14		
子育て世代包括支援センター(ネウボロ)の設置市町村数	2	5	11	17	19	19		
スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置市町村数	11	12	14	18	18	18		
SSW対応事業のケース会議の回数(回)	472	503	800	1,617	2,192	-		650
【参考】SSW対応事業の好転数(件)	392	494	未調査	1,289	807	-		575

2 「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）」の「子供の貧困に関する指標」に係る鳥取県の現状

項目		全国における直近値	算出方法	鳥取県における数値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	90.9% (平成30年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	2.2% (平成30年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	19.5% (平成30年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	100% (平成30年5月1日現在)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	14.3% (平成30年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)	81.2% (平成25年9月1日現在) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)	93.1% (平成25年9月1日現在) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)	47.8% (平成25年9月2日現在) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)

項目		全国における直近値	算出方法	鳥取県における数値
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1.1% (平成30年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	176人 (平成30年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	92.0% (平成30年度)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	93.0% (平成30年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	100% (平成30年度)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	100% (平成30年度)
就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)	52.6% (平成29年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)	52.6% (平成30年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)		47.3% (平成30年度)
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)	—
	短期大学	—		—
	高等専門学校	—		—
	専門学校	—		—
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))	—
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))	—

項目		全国における直近値	算出方法	鳥取県における数値
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※)食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)	—
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※)食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)	—
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))	—
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))	—
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)	87.2% (平成27年)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)	90.3% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)	50.7% (平成27年)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)	69.3% (平成27年)
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9%(平成27年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)	—
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:全国消費実態調査)	—
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)	—
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:全国消費実態調査)	—

項目		全国における直近値	算出方法	鳥取県における数値
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)	[参考値] 県内で、養育費の取決めしている母子世帯の割合(口頭取り決め含む) (児扶手対象者へのアンケート調査により算出) 52.0%(平成30年度) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)	[参考値] 県内で、養育費の取決めしている父子世帯の割合(口頭取り決め含む) (児扶手対象者へのアンケート調査により算出) 29.2%(平成30年度) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))	[参考値] 県内で、養育費を受け取ったことのない母子世帯の割合(児扶手対象者へのアンケート調査により算出) 54.3%(平成30年度) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))	[参考値] 県内で、養育費を受け取ったことのない父子世帯の割合(児扶手対象者へのアンケート調査により算出) 93.5%(平成30年度) (出典:鳥取県ひとり親家庭等実態調査)

